

参 考

○国土交通省告示第720号（令和元年10月18日）

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和2年3月31日
宅地建物取引業法第22条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和2年3月31日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第44条第1項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和2年3月31日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第1項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和2年3月31日
賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年国土交通省告示第998号）第3条第1項の規定に基づく賃貸住宅管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和2年3月31日

【対象地域】

特定被災地域とは、令和元年台風19号に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。

（参 考）

【特定被災地域内】

- 令和元年台風19号に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（令和元年10月18日現在）

- ・岩手県 6市5町3村
- ・宮城県 14市20町1村
- ・福島県 12市26町12村
- ・茨城県 20市3町
- ・栃木県 11市4町
- ・群馬県 11市11町4村
- ・埼玉県 21市18町1村
- ・東京都 6区15市3町1村
- ・神奈川県 11市7町1村
- ・新潟県 3市
- ・山梨県 10市6町4村
- ・長野県 16市14町14村
- ・静岡県 1市1村

※最新の適用区域は、内閣府（防災担当）のHPをご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html